

教育委員会提出議案

第5号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年2月28日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第30条の2第3項中「第15条」を「第15条第1項」に改め、「による部分休業」の次に「又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年豊島区条例第22号）第2条第1項の規定による高齢者部分休業」を、「当該部分休業」の次に「又は当該高齢者部分休業」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（説 明）

高齢者部分休業の導入に伴い、幼稚園教育職員についても区長部局職員と同様の取扱いとするため、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(介護時間)</p> <p>第30条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号）第15条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(介護時間)</p> <p>第30条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊島区条例第21号）第15条第1項の規定による部分休業又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年豊島区条例第22号）第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4～7 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>